

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について  
周南市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 6 月 24 日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会  
委員長 兼 重 元

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例  
周南市議会委員会条例(平成 15 年周南市条例第 243 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「15 人」を「14 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 6 月 24 日から施行する。

( 参 考 )

周南市議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 予算決算委員会 <u>15人</u> 予算及び決算に関する事項 2 (略)</p>	<p>(常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 予算決算委員会 <u>14人</u> 予算及び決算に関する事項 2 (略)</p>